

議案第 14 号

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に係る損害補償の補償基礎額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。	第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正をかくと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正をかくと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3・4 (略)	3・4 (略)

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後			
別表 補償基礎額表（第5条関係）			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考
1・2 (略)

改正前			
別表 補償基礎額表（第5条関係）			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考
1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の開成町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた開成町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。